

第1回 金融庁政策会議

資料

平成21年10月
金融庁

目 次

金融庁の任務と当面の課題等	1
平成 22 年度概算要求について	5
今般の金融危機を受けた対応等 国際的な議論の動向について	11
いわゆる「貸し渋り・貸しあがし法案」 の検討経緯について	13

金融庁の任務と当面の課題

【金融庁の任務】

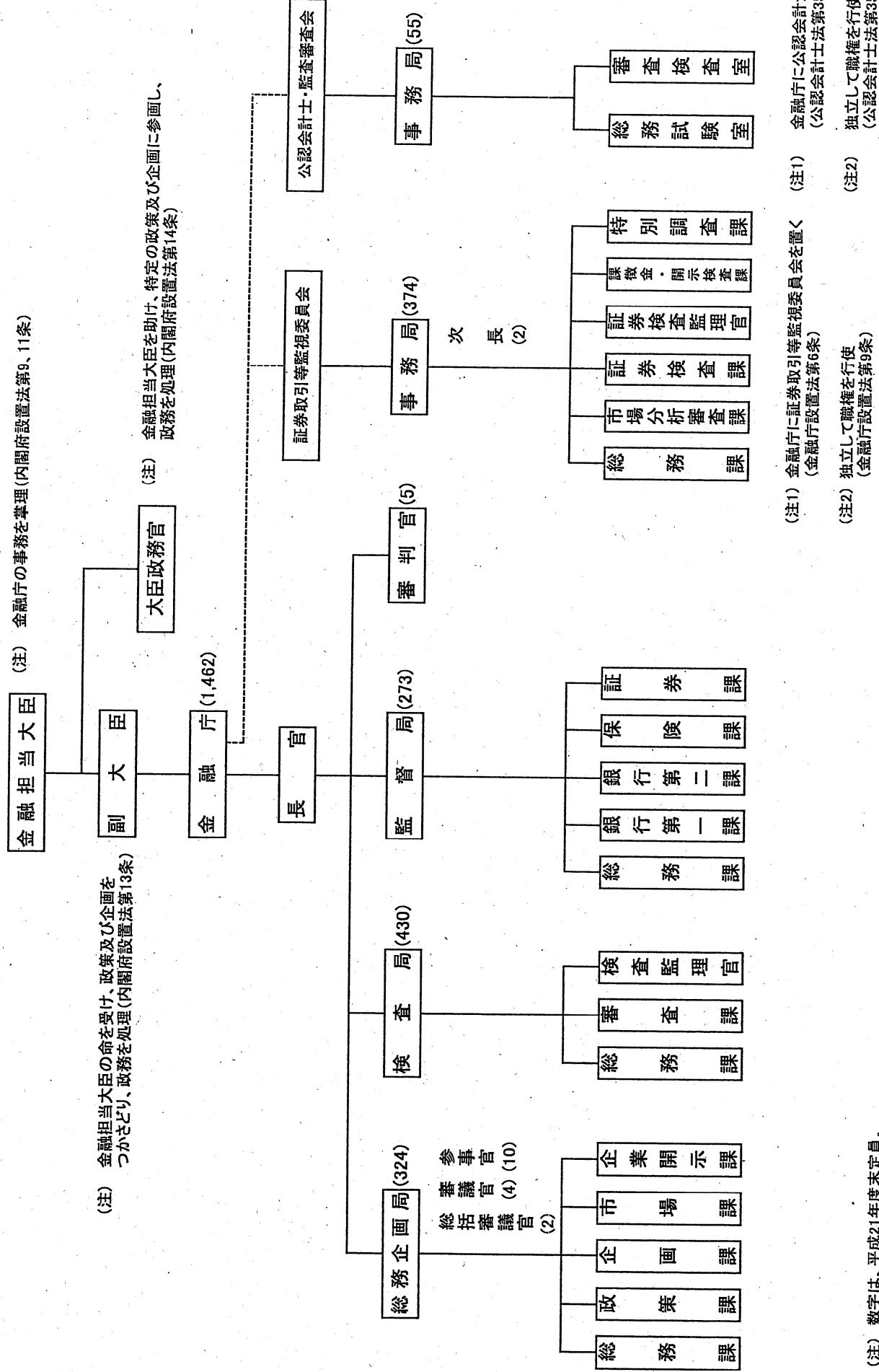
- 金融システムの安定
- 利用者の保護・利用者利便の向上
- 公正・透明で活力ある市場の確立

【当面の課題】

- 中小企業等への金融円滑化に向けた取組み
- 国際的な金融規制の見直しの議論への参画

等

金融庁の組織 (平成21年度)



金融(監督)庁の定員の推移

H10年6月
金融監督庁発足
H12年7月
金融庁発足
H13年1月
省庁再編(再生委員会廃止に伴う事務移管)

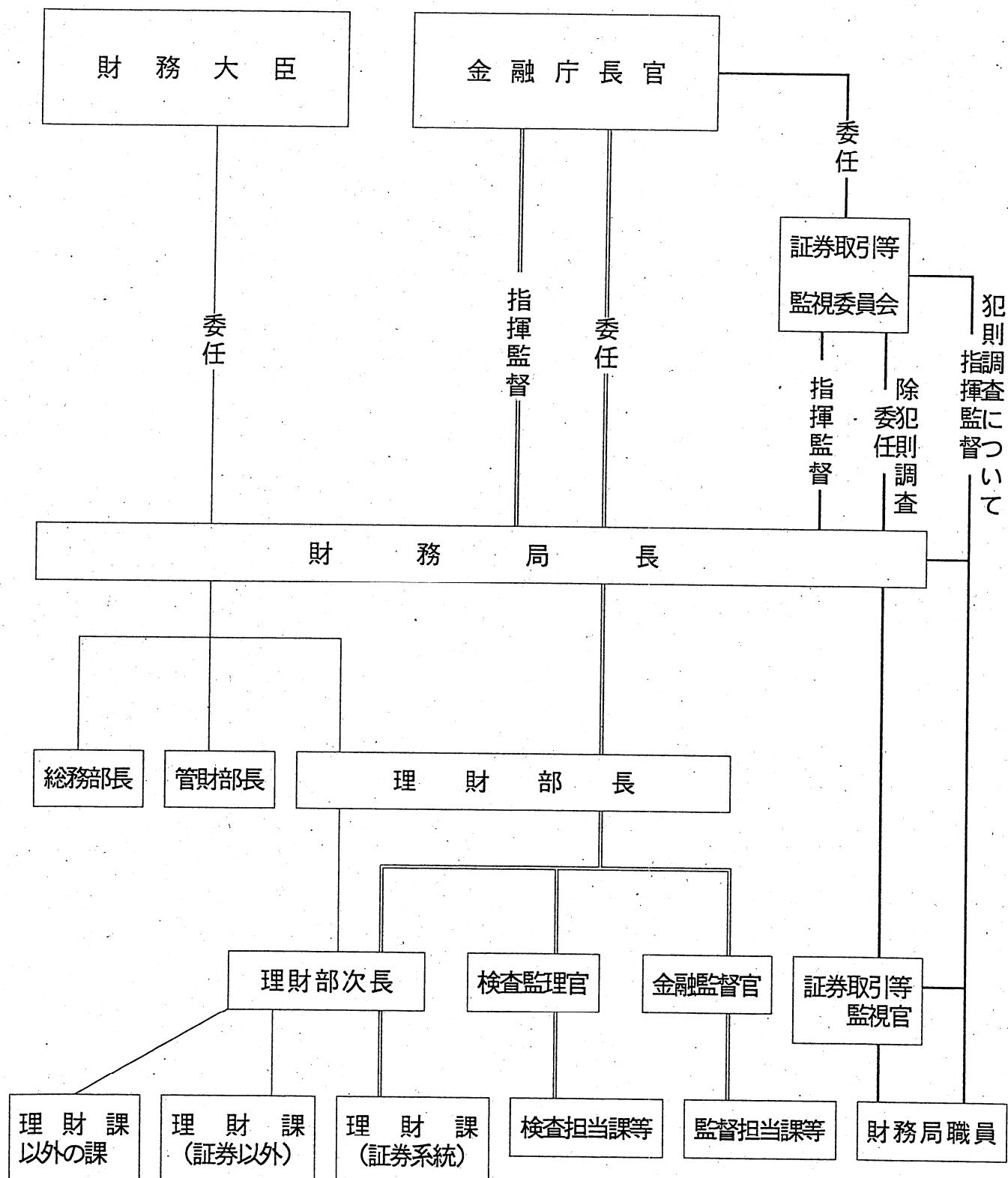
	10年度定員	11年度定員	12年度定員	13年度定員	14年度定員	15年度定員	16年度定員	17年度定員	18年度定員	19年度定員	20年度定員	21年度定員
総務企画局 (長官官房)	72	85	204 (注2)	225	239	253	260	289	304	296	314	330
検査局 (検査部)	165	249	319	360	404	460	478	454	454	451	441	430
監督局 (監督部)	68	95	131 (注3)	144	156	171	187	203	221	238	253	273
証券取引等 監視委員会	98	106	112	122	182	217	237	307	318	341	358	374
公認会計士・ 監査審査会	—	—	—	—	—	—	40	41	43	47	51	55
計	403 (注1)	535	766	851	981	1,101	1,202	1,294	1,340	1,373	1,417	1,462

(注1) 10年6月の金融監督庁発足時の定員。

(注2) 12年7月の金融庁発足時の大蔵省金融企画局からの事務移管分92名及び13年1月の金融再生委員会廃止時の同委員会からの事務移管分14名の合計106名を含む。

(注3) 13年1月の金融再生委員会廃止時の同委員会からの事務移管分18名を含む。

財務局への権限の委任と財務局組織



金融庁の平成22年度概算要求について

1. 金融行政においては、業態を超えて金融システム全体に幅広く影響を及ぼした世界的な金融危機の経験等を踏まえながら、金融システムの健全性を確保するとともに、日本経済の改革・繁栄を支える金融の円滑化等の取組みを推進していく必要がある。
2. 平成22年度の概算要求に当たっては、政府全体の方針に基づき既存予算の徹底した見直しを行った上で、こうした金融庁に課された役割を的確に果たしていくために必要な予算について要求を行うこととする。
3. 具体的には、
 - ①新規増員に必要な経費
 - ②海外当局との連携強化に必要な経費
 - ③利用者の利便性向上のための情報システム整備に必要な経費等を要求することとする。
4. この他、預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方に基づき51兆円を要求。
また、銀行等保有株式取得機構に係る政府保証枠については、セーフティネットとして引き続き十分な規模の買取り枠を確保するとの考え方に基づき20兆円を要求。

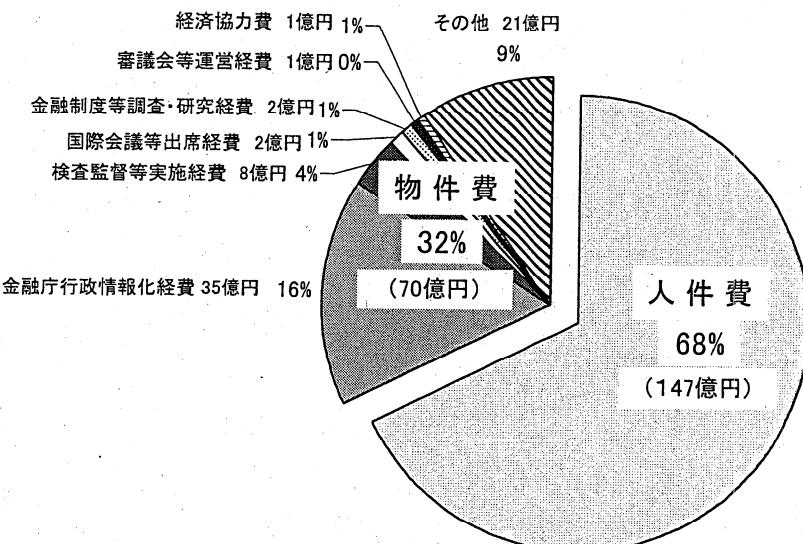
(参考)

	19年度末 定員	20年度末 定員	21年度末 定員	21年度 増員要求 (増員数)
総務企画局	296	314	330	65(14)
検査局	451	441	430	18(4)
監督局	238	253	273	42(23)
証券取引等監視委員会	341	358	374	60(22)
公認会計士・監査審査会	47	51	55	10(5)
総計	1,373	1,417	1,462	195(68)

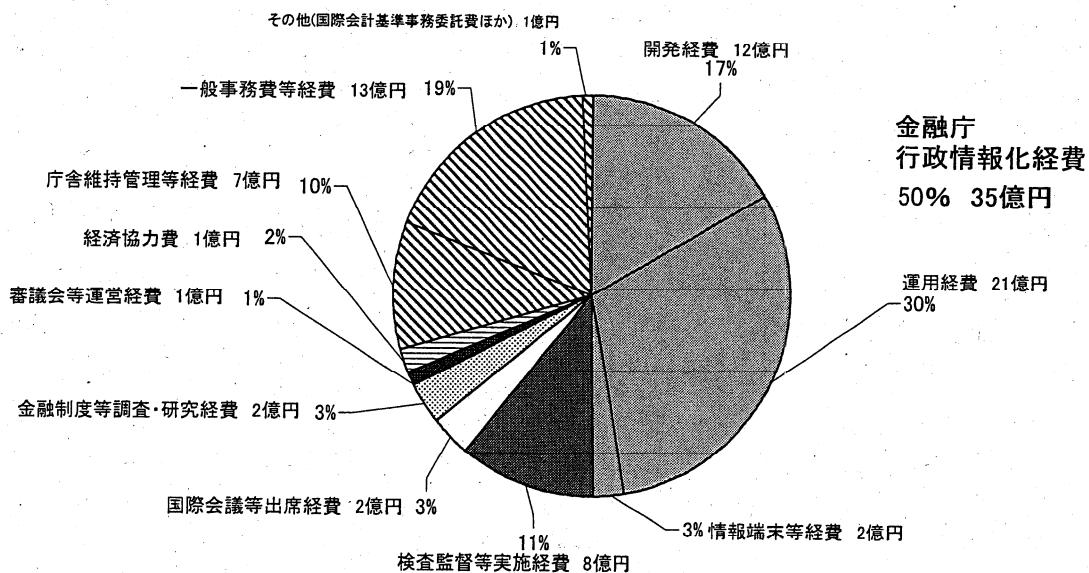
(注) 22年度においては、定員合理化計画に基づき21名を削減。

平成21年度 金融庁予算の概要

金融庁予算(217億円)の内訳



物件費予算(70億円)の内訳



平成22年度 金融庁予算 概算要求の概要

区 分	平成21年度 当初予算額 (A)	平成22年度 概算要求額 (B)	対前年 度 増△減額 (B-A)	伸び率 (B-A)/(A)	(参考) 前回提出の 概算要求額
(組織)金融庁	21,667				23,975
人件費	14,707				16,412
物件費	6,960				7,563
検査監督等実施経費	753				812
金融庁行政情報化経費	3,476				3,719
金融制度等調査・研究等経費	237				251
審議会等運営経費	82				95
国際会議等出席経費	252				305
経済協力費	126				155
その他の	2,034				2,227
調整中					

- (注) 1. 各々の計数を百万円未満で四捨五入。
 2. 預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方に基づき51兆円を要求。
 3. 銀行等保有株式取得機構に係る政府保証枠については、セーフティネットとして引き続き十分な規模の貢取り枠を確保するとの考え方に基づき20兆円を要求。

既存予算見直しの概算要求反映状況

1. 予算執行状況・決算結果等の反映	195 百万円
--------------------	---------

【具体例】

- ・庁舎の電気・ガス代等について、20年度の決算結果等を踏まえ、見直すこととしたもの 【反映額:41百万円】
- ・インターネット巡回監視システムについて、新たなサービス提供の状況を踏まえ、見直すこととしたもの 【反映額:10百万円】

2. 予算執行調査結果の反映	41 百万円
----------------	--------

【具体例】

- ・一般研修、実務研修等について、財務省の予算執行調査(各府省共通)結果も踏まえ、見直すこととしたもの 【反映額:13百万円】

3. 隨意契約の見直しの反映	28 百万円
----------------	--------

【具体例】

- ・モニタリングシステムのサーバ等リース料について、21年度の一般競争入札への移行結果を反映させたもの 【反映額:23百万円】

平成22年度機構・定員要求の概要

- 以下の体制整備を重点的に実施。

1. 國際的な金融危機を踏まえた体制整備

金融危機の再発防止に向けた国際的な議論に積極的に貢献するとともに、金融危機の経験等を踏まえ、金融システム全体に内在するリスクの的確な把握・対応を行うために必要な体制や、金融機関等に対する適切な検査・監督を行うために必要な体制等を充実・強化する。

2. 金融サービスの利用者保護のための体制整備

改正金融商品取引法に盛り込まれた金融ADR制度や資金決済に関する法律に基づく諸制度の円滑な施行を図るための体制の整備を図るとともに、金融円滑化のための検査体制の整備を図るなど、金融サービスの利用者保護のために必要な体制等を充実・強化する。

3. 公正で透明な金融・資本市場の確立のための体制整備

投資者が安心して市場に参加するためには、市場の信頼をより一層確保していくことが重要であり、こうした観点から、証券取引等監視委員会における市場監視体制等の充実・強化を図る。また、我が国金融・資本市場における市場機能の適切な発揮を確保するため、会計基準の国際化への対応に係る体制等を充実・強化する。

ピツツバーグ・サミット（2009年9月24-25日）

首脳声明の背景とポイント（金融規制・監督関連部分）

1. 背景と経緯

（1）今般の金融危機の原因

- 世界的な不均衡を背景とする過剰流動性が発生したこと
- 規制の緩い新たな金融商品が利益至上主義の道具として使われたこと
- そのような金融商品により巨額損失を被り、資本不足に陥った金融機関が世界的な信用収縮と市場の麻痺を招いたこと

（2）①不均衡是正のためのマクロ政策の協調 ②規制の抜け穴をふさぎ、資本不足に陥った国際的に活動する銀行の自己資本を強化することの必要性、これまで2回のサミットで合意（2008年11月：ワシントン、2009年4月：ロンドン）

2. 主な取組み

国際的な金融監督の連携強化

- 国境を越えて活動する重要な金融機関について、監督力レジジを設置
- 金融安定理事会（FSB）の発足

規制の抜け穴防止

- システム上重要な金融機関、市場、商品の全て適切な規制・監督の対象に
- ヘッジファンドや格付会社に規制を導入

自己資本規制・流動性規制の強化

- リスクの高い商品やオフバランス取引への資本賦課の強化
- 自己資本規制の質及び量の強化
- レバレッジ比率規制を補完的指標として導入
- 景気循環運動性を抑制する資本バッファーの導入
- 流動性規制の強化
- 國際的に合意されたルールを2010年末までに策定することにコミットする。これらのルールの実施は、2012年末までを目標に、金融情勢が改善し景気回復が確実になった時点で段階的に行われることとなろう。

短期的な業績に連動した報酬慣行のは是正

- ①変動報酬の相当部分の支払繰延べ、②報酬を業績に応じ取り戻し、③報酬体系・報酬総額の開示等の基準を速やかに実施

店頭デリバティブ市場の改善

- ・ 2012年末までに、標準化された全ての店頭取引を、中央清算機関を通じ決済

システム上重要な金融機関への対処

- ・ 2010年10月末までに、より強力な健全性規制・監督措置を提案

会計基準

- ・ 単一の質の高いグローバルな会計基準の実現

非協力的国・地域への取組み

- ・ 租税回避、マネロン、金融規制に関し、非協力的国・地域への取組を強化

3. G20 サミットの今後の予定

2010年 6月 カナダ

2010年 11月 韓国

2011年 フランス

(以 上)

「貸し渋り・貸し剥がし対策法案（仮称）」

について

(資料 1) これまでの法案検討の流れ

(資料 2) 政権交代後の法案検討の流れ

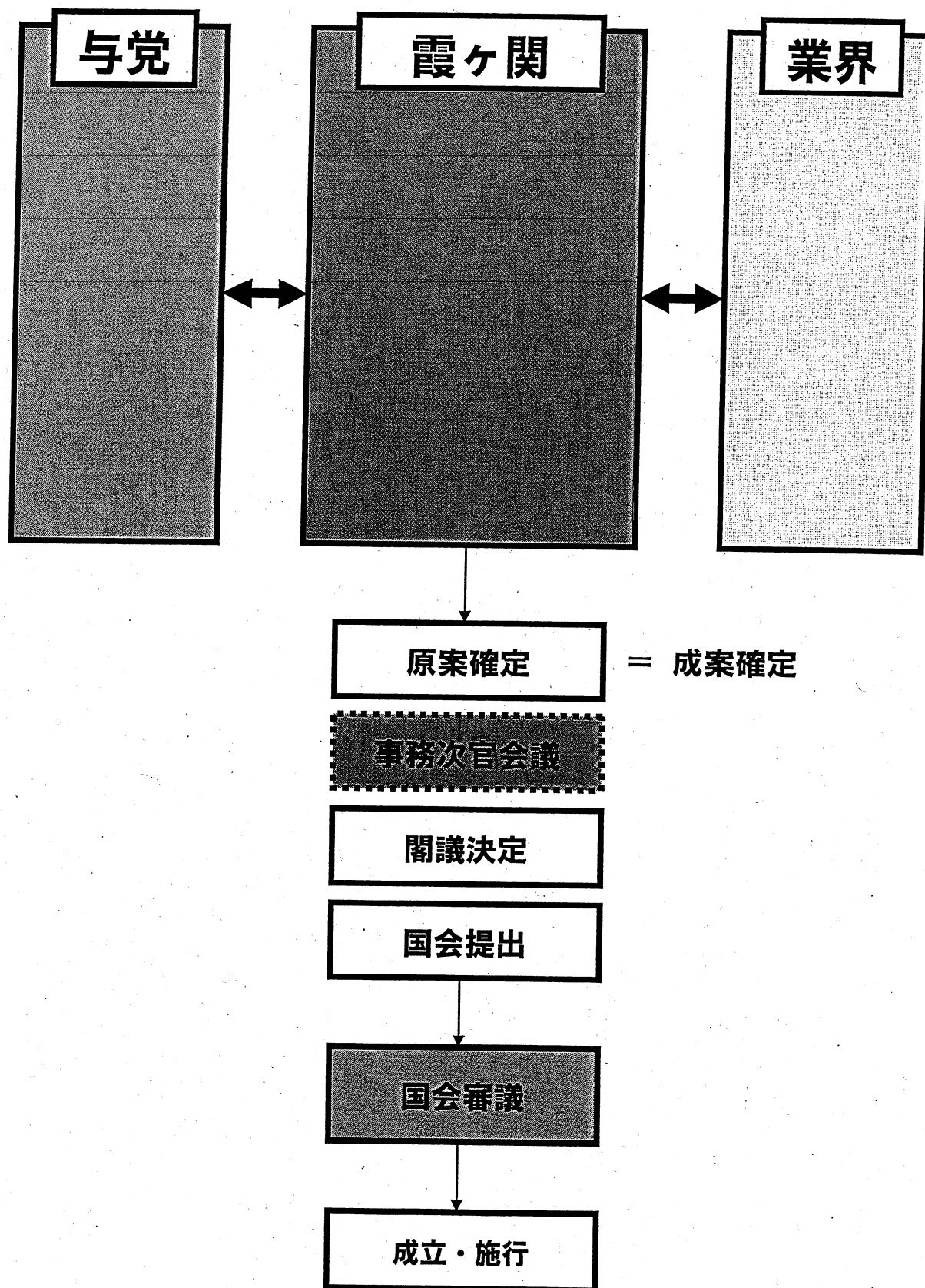
(資料 3) 検討開始時の記者発表資料

(資料 4) 9日副大臣談話

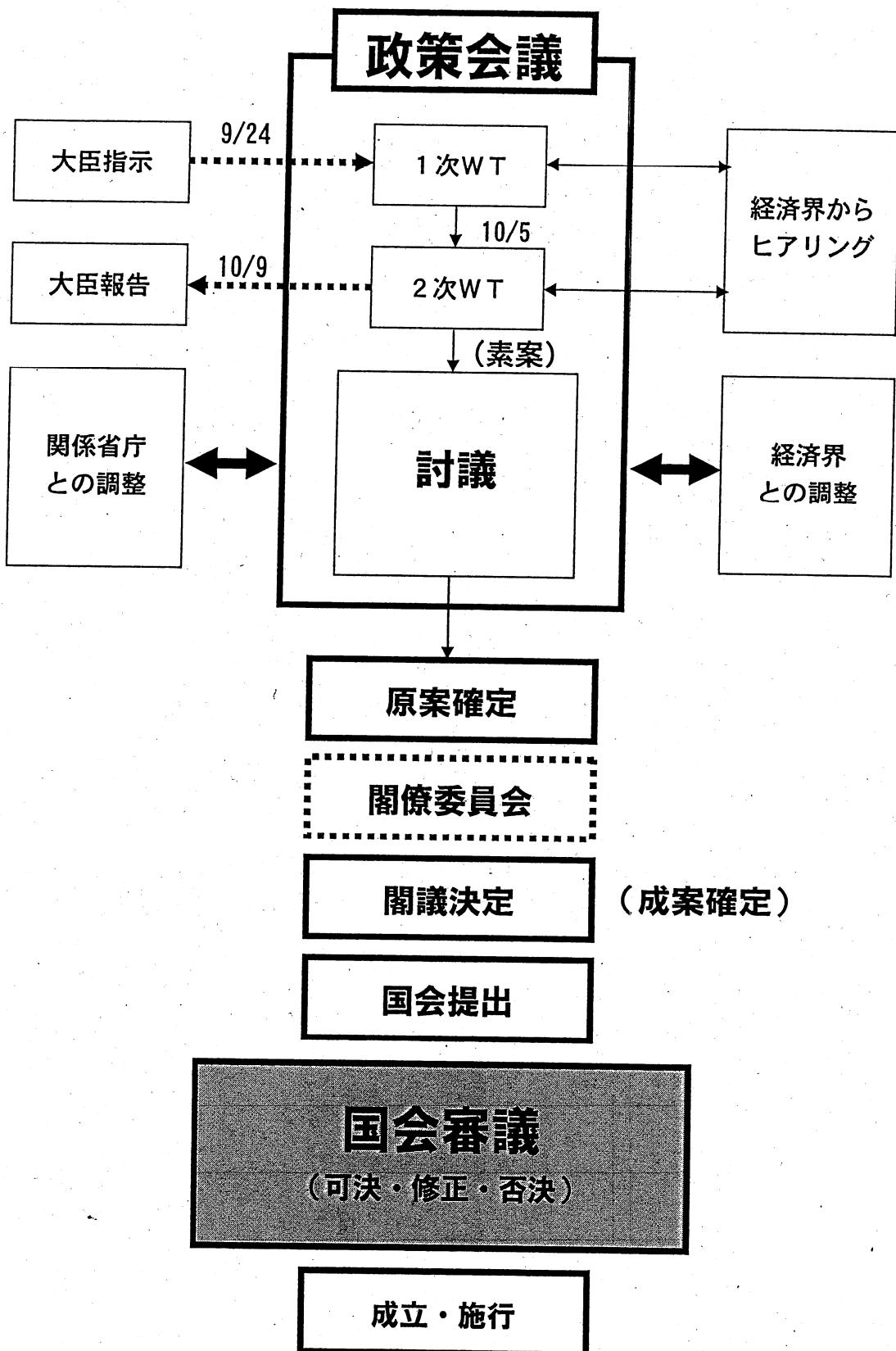
(資料 5) 9日記者会見時の発言内容

(資料 6) 法案の概要

55年体制下での法案検討の流れ



「貸し渋り・貸し剥がし対策法案（仮称）」検討の流れ



「貸し渋り・貸し剥がし」対策の検討について

平成 21 年 9 月 29 日
金融庁担当政務三役

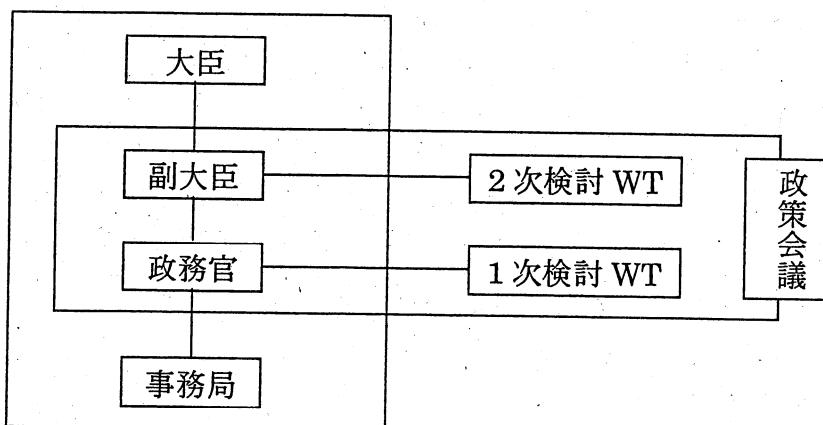
日本経済は依然として厳しい環境下にあり、企業金融についても政策的対応が必要な局面が続いている。こうした認識の下、金融庁としては、関係省庁と連携しつつ、「貸し渋り・貸し剥がし」対策の検討を行う。

既往の対策の実情を精査するとともに、新たな対策としてどのようなことが可能かを検討する。年末越えの資金繰り対策が急務であるうえ、企業金融の逼迫は雇用にも影響を与えることから、臨時国会までに成案をまとめることを目指す。そのうえで、内閣の方針に基づいて臨時国会に対応する。

1. 今後の検討プロセス

別紙のメンバーでワーキングチーム（WT）を設置し、1次検討は来週初（10月5日）、2次検討は来週末（9日）を目標に作業を進める（作業イメージは下図参照）。

政策会議での意見聴取、大臣報告、閣僚委員会等を経て成案をまとめ、内閣の方針を受けて法制化等の所要作業を行う。この間、副大臣、政務官を中心に、各種経済団体、金融界からも適宜ヒアリングを行う。



2. 検討ポイント

昨年末の提出法案（第170回国会、参第13号）をベースとしつつ、金融検査マニュアル・信用保証・制度融資・企業再生支援機構等の他の法制・政策との連携を図る。また、金融界の業態ごとの動向や、短期・中長期、証貸・手貸等の融資類型ごとの実情に応じた対応を図り、業界・業態の自主的な対応とシナジー効果を発揮し得るような検討を行う。

平成 21 年 10 月 9 日

金融庁

金融担当副大臣談話

「貸し渋り・貸し剥がし」対策法案の

金融担当大臣への報告について

本日、午後 5 時半過ぎから、「貸し渋り・貸し剥がし」対策法案の
金融庁としての考え方・骨格について、政務二役（副大臣、政務官）
及び事務局（長官、三局長等）から金融担当大臣に報告を行い、了
承された。

今後は、関係省庁との調整に入るとともに、与党プロセス（政策
会議、閣僚委員会、閣議等）の段階に入り、最終的な成案を目指す。

「貸し渋り・貸し剥がし」対策法案（仮称）の概要

(10月9日<金>記者クラブ説明用)

1. 金融機関は「中小企業等の借り手から申し込みがあった場合には貸付条件の変更等を行うように努める」ことを盛り込む。
2. 金融機関は「貸付条件の変更等に応じる責務を遂行するための体制整備を図るとともに、実施状況と体制整備状況等の開示を行う」ことを盛り込む。
3. 金融機関の貸付条件の変更等、及び体制整備等の実施状況については、「金融機関が当局に報告し、当局は報告を取りまとめて定期的に公表する」ことを盛り込む。
4. 金融庁は、関連法制・関係機関との連携を図るために調整に入る。

「貸し渋り・貸し剥がし対策法案(仮称)」の概要

